

報道関係者 各位

平成 29 年 7 月 26 日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部

労働衛生課 産業保健支援室

室長 毛利 正

室長補佐 富賀見英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5493)

(直通電話) 03(3502)6755

## ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表します

～ ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを ～

厚生労働省では、このたび、全国の事業場から労働基準監督署に報告のあった、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度\*の実施状況についてはじめて取りまとめましたので、公表します。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。この報告を取りまとめた結果、平成 29 年 6 月末時点で、8 割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました（詳細は別添）。

※ ストレスチェック制度とは、職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成 27 年 12 月から年 1 回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

ストレスチェックをきっかけに、働く方一人ひとりが自らのストレスの状況に気づきセルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

厚生労働省としては、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っていきます。

### 【ストレスチェック制度の実施状況（概要）】

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を実施。
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者うち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%。
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。

別添 ストレスチェック制度の実施状況

参考 1 ストレスチェック制度の概要

参考 2 各種支援事業

①ポータルサイト「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

②産業保健総合支援センター <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

③産業保健関係助成金 <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

④厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム <https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

## ストレスチェック制度の実施状況

※ 厚生労働省労働衛生課調べ（平成 29 年 7 月）

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

- 平成 29 年 6 月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場<sup>※1</sup>は約 83%。

**表 1 ストレスチェック制度の実施状況**

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを実施した事業場の割合	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

**表 2 ストレスチェック制度の実施状況（主な業種別）**

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを実施した事業場の割合	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79.9%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93.2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%

《 以下 2～5 は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況 》

### 2 ストレスチェックの受検状況

- 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約 8 割。

**表 3 ストレスチェックの受検状況**

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

### 3 ストレスチェック実施者<sup>※2</sup>の選任状況

- ・ 約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表4 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場内の産業医等	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
① 事業場選任の産業医	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	7.9%	9.2%	11.4%	10.5%	8.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	44.2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%

- ※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。

### 4 医師による面接指導の実施状況

#### (1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者<sup>※3</sup>は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

- ※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

## (2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割。
- ・ 医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%

表7 面接指導実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
① 事業場選任の産業医	79.3%	78.7%	79.5%	81.1%	79.1%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	4.7%	5.9%	6.9%	8.8%	5.8%
③ 外部委託先の医師	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15.1%

## 5 集団分析\*4の実施状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

表8 集団分析の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。